

8 吹児こ第323号  
令和8年6月10日  
(2026年)

障がい児通所支援事業所 代表者 様

吹田市児童部こども発達支援センター長

障害児通所支援事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業  
補助金について

平素は、本市障がい児施策の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

上記補助金の概要について、お知らせします。補助金の交付を希望する事業者は、添付の資料を御確認の上、指定する期限までに事前協議を申し出てください。意向がない場合、御連絡等は不要です。

#### 1 補助対象事業

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備を障害児通所支援事業所に設置し、又は更新をする事業

※ 詳細は、『吹田市障害児通所支援事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要領』のとおり

#### 2 補助金の額

補助対象経費の支出額又は10万円のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額（千円未満切捨て）

※ 4分の1が事業者負担になります。

#### 3 交付までの流れ

(1) 事前協議申出書（様式第1号）を作成し、必要書類（見積書等。スキャン可）とともに、こども発達支援センターにメールで送信（FAX・郵送可）

【事業者】

(2) 申出書の内容を確認した後、事前協議が調った旨を記載した文書を送付

【こども発達支援センター】

(3) 指定期日までに補助対象事業を実施し、事業実施後、交付申請書（様式第2号）に設備の購入・更新に係る経費の支払を証する書類を添えて、こども

発達支援センターに提出（郵送）

【事業者】

- (4) 送付する交付決定通知書（様式第3号）の受領後、交付請求書（様式第4号）をこども発達支援センターに提出（郵送）

【事業者】

- (5) 交付請求書の内容を確認し、補助金を交付（口座振込）

【こども発達支援センター】

#### 4 事前協議に係る提出書類

- (1) 事前協議申出書（様式第1号）  
(2) 複数の業者から徴した及び見積内訳書の写し（PDFファイル）

#### 5 事前協議の申出の期限

令和8年7月31日（金）

※ 期限までに見積書を準備することができない場合であっても、補助金の交付を希望するときは、補助対象経費の概算がわかる資料を添えて事前協議申出書を提出してください。

#### 6 留意事項

- (1) 補助金の交付の対象となる障害児通所支援事業所は、吹田市の指定を受け、吹田市内で児童発達支援又は放課後等デイサービスのいずれかのサービスを提供している事業所です。
- (2) 補助の対象となる設備に該当するか不明なもの等については、事前に御相談ください。
- (3) 予算の範囲内の補助金の交付になりますので、事前協議の申出者が多数の場合、補助金の交付を受けられないことがあります。
- (4) 令和8年4月1日以後に実施し、今年度中に完了する設備の設置等が補助金の対象となります。

<問合せ先>

〒564-0082 吹田市片山町 2-11-40

吹田市立こども発達支援センター

担当 藤田・石井

TEL 06-6339-6105

FAX 06-6387-5734

E-MAIL [ryoikuc@city.suita.osaka.jp](mailto:ryoikuc@city.suita.osaka.jp)